

地域包括支援センターの設置目的について

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。(介護保険法第115条の46第1項)

地域包括支援センターの業務

(1) 包括的支援事業 (法第115条の45第2項第1～6号)

- ① 総合相談支援業務
- ② 権利擁護業務
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ④ 在宅医療・介護医療連携推進事業
- ⑤ 生活支援体制整備事業
- ⑥ 認知症総合支援事業

(2) 第1号介護予防支援事業 (法第115条の45第1項第1号二)

(3) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

(法115条の46第7項)

(4) 地域ケア会議の実施 (法115条の48第1項)

(5) 指定介護予防支援事業 (法第115条の22～31)

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、介護・福祉・医療などの相談・支援を行う。

② 権利擁護業務

地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう 虐待対応、成年後見制度紹介などを行う。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

高齢者が暮らしやすい地域にするために、様々な機関とネットワークをつくり調整する。また、介護支援専門員等に対して日常的に個別指導や助言を行う。

④在宅医療・介護連携推進事業

高齢者は医療と介護の両方を必要とすることが多く、一体的に提供されるための必要な支援を行う。

⑤生活支援体制整備事業

高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、民間企業等の多様な事業主体による生活支援サービスをコーディネートする。

⑥認知症総合支援事業

認知症があっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、疑いのある人を早期に発見し、必要な支援につなげるとともに、地域で認知症の人を見守り、支える体制をつくる。

(2) 第1号介護予防支援事業

「基本チェックリスト」該当者に対して、介護予防・日常生活支援総合事業の「訪問型サービス」「通所型サービス」が適切に提供できるようケアマネジメントを行う。(介護予防ケアマネジメント)

(3) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するため、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携するための共通基盤として、多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築する。

その構築のためのひとつの手法として、「地域ケア会議」を実施する。

(4) 地域ケア会議の実施

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法である。

区では地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域ケア会議を「個別レベル会議」、「日常生活圏域レベル会議」、「区レベル会議」の三階層で実施しており、地域包括支援センターでは、「個別レベル会議」及び「日常生活圏域レベル会議」の2つを主催者として実施する。

【地域ケア会議の5つの機能】

個別課題
解決

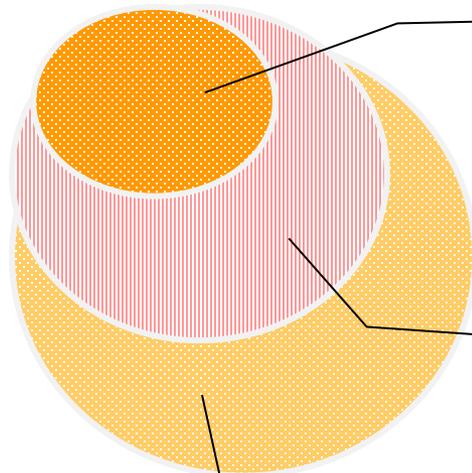
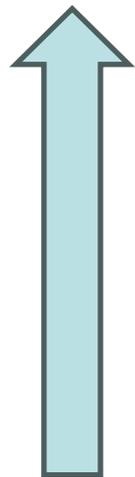
ネットワーク
構築

地域課題
発見

地域づくり・
資源開発

政策形成

【地域ケア会議の階層】



■ 区レベル会議（主催者：高齢福祉課）

個別・日常生活圏域レベル地域ケア会議から抽出された、大田区の高齢者の課題解決にむけた施策検討、提言を行う。必要に応じて次期計画に掲載する事業等の検討を行う。

■ 日常生活圏域レベル会議（主催者：地域包括支援センター）

日常生活圏域における、多職種による多様な視点からの地域課題解決や社会資源開発、ネットワーク構築にむけた検討を行う。

個別レベル会議から
区レベル会議にかけて
連続性を持って実施

■ 個別レベル会議（主催者：地域包括支援センター）

多職種や地域との連携により高齢者の個別課題の解決策について検討を行い、その検討の結果や経過から地域課題の抽出を行う。また、介護支援専門員の資質向上を目的としたケアマネジメント支援等を行う。

(5) 指定介護予防支援事業

要支援1・2の方が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行う。

大田区地域包括支援センターの設置状況

【設置形態】

委託 23か所

原則、区内特別出張所の管轄区域ごとに設置

【運営法人】

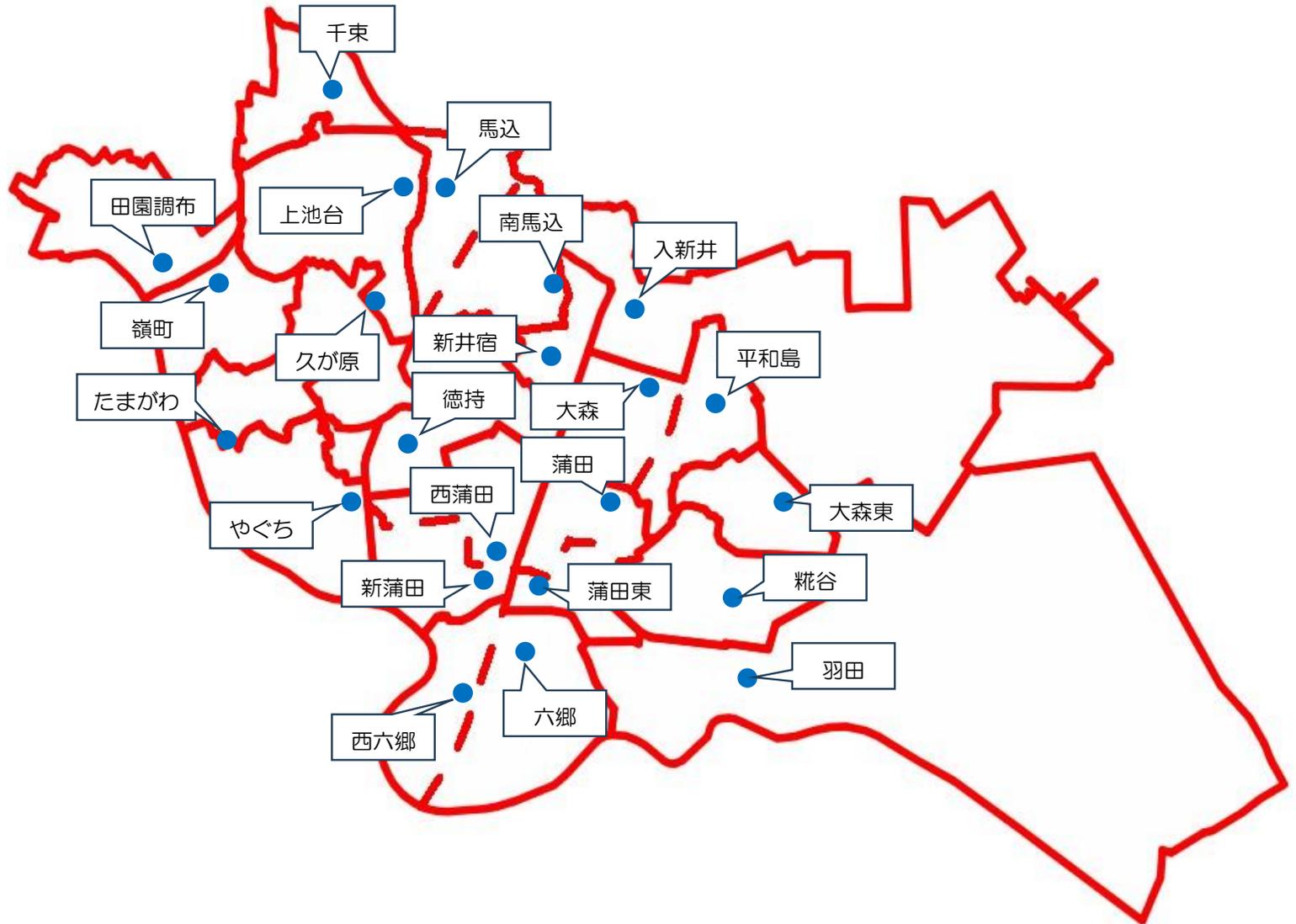
社会福祉法人 19か所

一般社団法人 2か所

医療法人 2か所

大田区地域包括支援センター区域図

(令和7年6月現在、23か所)



窓口開設時間

月～金曜日 午前9時から午後7時まで

土曜日 午前9時から午後5時まで

※日曜日、休日、年末年始(12月29日から1月3日)を除く

※ 夜間・休日については、高齢者ほっとテレフォン(夜間・休日専用電話)を開設しており、各種相談を受付けている。

特別出張所	地域包括支援センター名	高齢者人口 (令和7年4月1日現在)	職員定数 (令和7年4月1日現在)
大森西特別出張所	①大森	8,033	9
	②平和島	5,880	7
入新井特別出張所	③入新井	8,547	9
馬込特別出張所	④馬込	5,482	6
	⑤南馬込	6,057	7
池上特別出張所	⑥徳持	10,469	11
新井宿特別出張所	⑦新井宿(大森医師会)	4,760	6
嶺町特別出張所	⑧嶺町	5,668	6
田園調布特別出張所	⑨田園調布	5,624	6
鵜の木特別出張所	⑩たまがわ	5,831	6
久が原特別出張所	⑪久が原	6,838	7
雪谷特別出張所	⑫上池台	12,855	12
千束特別出張所	⑬千束(田園調布医師会)	5,551	6
六郷特別出張所	⑭六郷	11,750	12
	⑮西六郷	4,995	6
矢口特別出張所	⑯やぐち	9,974	10
蒲田西特別出張所	⑰西蒲田	7,321	9
	⑱新蒲田	6,237	7
蒲田東特別出張所	⑲蒲田	4,928	6
	⑳蒲田東	4,948	6
大森東特別出張所	㉑大森東	4,486	6
糺谷特別出張所	㉒糺谷	8,675	9
羽田特別出張所	㉓羽田	8,923	10
合計		163,832	179

業務実績	業務内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総合相談支援業務(権利擁護含む)	総合相談件数計	191,129	201,429	198,819	200,548
	新規相談	7,395	8,341	9,237	8,876
	継続相談	183,734	193,088	189,582	191,672
	権利擁護件数(総合相談の内数)	6,403	5,996	6,594	7,480
	介護申請相談件数	10,444	10,805	10,975	11,426
包括的・継続的ケアマネジメント業務	介護支援専門員支援件数	17,898	17,753	16,314	16,302
見守りネットワーク構築業務	見守りキーホルダー新規登録件数	2,807	3,938	4,614	4,689
	見守りキーホルダー照会件数	277	306	367	345